

熊本地震に伴う平成28年度汚染負荷量賦課金の申告・納付期限延長措置の終了について

平成28年熊本地震に被災し、被害を受けられた事業者の皆様方には心からお見舞い申し上げます。

この地震の発生に伴い、被災地域の事業者の皆様方につきましては、平成28年度汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延長措置を実施したところですが、今般、熊本県の申告・納付の延長期限の期日を、公害健康被害の補償等に関する法律第60条の規定に基づく国税徴収の例により、以下のとおりとすることといたしました。

つきましては、該当期日までに汚染負荷量賦課金の申告・納付をよろしくお願い申し上げます。なお、該当期日までに申告・納付が困難な事業者の方は、機構までご連絡ください。

都道府県名	地域	延長期日
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町	平成28年11月30日(水)
	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町	平成28年12月16日(金)

(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構

補償業務部 業務課 野口・中村

TEL. 044-520-9552

FAX. 044-520-2133